

文部科学大臣 殿

家計急変世帯への支援金

- 受給資格認定申請書（初回時）
家計急変世帯への支援金の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているが、保護者等の収入の状況に関する事項について変更があったため、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処せられることがあることを承知しています。

以下の空欄に生徒本人が署名すること。（保護者による代筆も可能です。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
---------	----------	---	---	---

生徒の住所	都道 府県	市区 町村
-------	----------	----------

生徒が 在学する 学校	学校の名称	国立 舞鶴工業高等専門学校
		学校の種類・課程・学科：高等専門学校（1～3学年）
	学校の所在地	京都 都道 府県 舞鶴 区 字白屋234番地
	学校設置者の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構

【1. 高等学校等の在学期間等について】

高等学校等 における在学期間	学校名 国立 舞鶴工業高等専門学校	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (うち支給停止期間等) 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ⑥高等専門学校 (1～3学年)
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
(2) 学び直し 支援金の 対象期間	学校名 立	平成 年 月 ～平成 年 月 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 ～平成 年 月	

【2. 就学支援金又は学び直し支援金の支給状況について】

支給の有無	現在の支給月額	備考
有・無		

【3. 家計急変の事由及び事由発生時期について】

<input type="checkbox"/>	失職のため	事由発生	月
<input type="checkbox"/>	倒産のため	事由発生	月
<input type="checkbox"/>	その他（	）	事由発生 月

【4. 保護者等の収入の状況について】

(1) ①～②の中から、該当するものを選択してください。

①	<input type="checkbox"/>	保護者の所得に関する書類を添付します。	
		<input type="checkbox"/>	保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙ロ③～⑤に該当する者がいる場合 [理由]

②	ア	<input type="checkbox"/>	以下の理由により、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。	
			<input type="checkbox"/>	児童相談所に入所しており、児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
			<input type="checkbox"/>	児童福祉施設に入所しており、児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
			<input type="checkbox"/>	法人である未成年後見人が選任されています。
			<input type="checkbox"/>	民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が選任されています。
			<input type="checkbox"/>	その他、以下の理由により保護者の所得に関する書類を添付することができません。 [理由]
イ	<input type="checkbox"/>	成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。		

(2) 所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

(3) 年収の推計額を記入してください。

年収推計額	年収推計方法

(4) 世帯を構成する人数を記入してください。

世帯構成	人数	左のうち収入がある者の人数
父母		
大学生以上		
高校生（16歳以上）		
高校生（15歳）		
中学生以下		

【5. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

家計急変支援金を授業料に充てるとともに、家計急変支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

また、家計急変支援金の受給資格認定後に収入の増額が見込まれる場合については、速やかに報告します。

(記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。)

学校受付日 令和 年 月 日 (学校において記入)

家計急変世帯への支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等家計急変支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間等について】の欄は次によって記入してください。

(1) 高等学校等における在学期間

イ 複数の学校に在学した場合には、在学した全ての学校について、欄を分けて記入してください

ロ 現在通っている学校の在学期間についても記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含まれます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

(2) 学び直し支援金の対象期間

イ 学び直し支援金の対象となる期間があった場合には、その期間を記入してください。

ロ 複数の学校で学び直し支援金の対象となる期間があった場合には、全ての学校について、欄を分けて記入してください。

ハ これまでに学び直し支援金の対象となる期間がある場合は、受給の実績を証明する書類や不認定等を証明する書類を提出してください。（写し可）

ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間も含まれます。

【2. 就学支援金又は学び直し支援金の支給状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 支給の有無について、該当する方を○で囲み、有の場合は支給決定月額を記入してください。

ロ 支給決定通知書や不認定通知書など、上記の内容を証明する書類を提出してください。（写し可。1.(2)ハで添付する書類と重複する場合は省略可。）

【3. 家計急変の事由及び事由発生時期について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 家計急変の失職、倒産以外の事由の場合については、その他欄に記入してください。
- ロ 離職票や廃業等届出など、家計急変の事由及び発生時期を証明する書類を提出してください。(写し可)

【4. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 所得に関する書類については、会社作成の給与見込、直近3か月分の給与明細(写し可)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など、家計急変後の所得を証明するものを提出してください。
- ロ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【4. 保護者等の収入の状況について】(1)①に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類を添付してください。

ニ 【4. 保護者等の収入の状況について】(1)②に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

ホ 年収の推計額については、会社作成の給与見込等で年額が確認できる場合には、年収推計額欄にその額、年収推計方法欄に会社作成の給与見込による旨を記入すること。また、給与明細等で月額しかわからない場合は、3か月分の平均給与月額×12月で推計した額及び計算式を記入してください。複数の収入がある場合は、推計額を合算してください。

留意事項

イ 就学支援金又は学び直し支援金の支給を受けている場合でも、家計急変により更に低い所得区分となることが見込まれる場合については、就学支援金との差額分が支援の対象となります。

ロ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。

ハ 以下の者は、家計急変支援金の受給資格はありません。

- ① 過去に国公立を問わずに高等学校等(修業年限3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある者
- ② 学び直し支援金の対象期間(24月)を超過した者
- ③ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者

ニ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ホ 不正に家計急変支援金を受給した場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

へ 受給資格の認定を受けた後、家計急変の状況が課税証明書に反映されるまでの間は、原則毎年度、文部科学省が定める期限までに、本認定申請書(高等学校等家計急変支援金資格認定申請書)を提出する必要があります。

ト 保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、加算支給はされません。